

「県外避難者の帰郷支援に関する方針」の改正について（対照表）

改正後	改正前
<p>1 目的</p> <p>宮城県に甚大な被害をもたらした、平成23年3月11日発生¹の東日本大震災の発災以降、本県から県外に避難された方々（以下「県外避難者」という。）の早期帰郷を図るため、本県では、平成25年3月に策定した「<u>県外避難者の帰郷支援に関する方針</u>」（以下「旧方針」という。）に基づき、<u>県外避難者の帰郷支援の取組を実施してきたところであり、震災から10年が経過し、県内の被災地では災害公営住宅の整備が完了したほか、公共インフラの整備や新たなまちづくり等により、県外避難者の帰郷を受け入れる環境は概ね整えられた。</u></p> <p><u>このような状況下、帰郷や避難先への定住を選択するなど、多くの県外避難者が避難生活を終了しているが、個々の事情により避難生活の継続を余儀なくされている県外避難者については、旧方針を改め、引き続き以下の支援を実施する。</u></p> <p>2 県外避難者の _____ 状況</p> <p>(1) <u>県外避難者数は46世帯87人（令和3年3月11日現在）で、ピーク時の9,206人（平成24年4月）と比較すると約99%減少している。</u></p> <p>(2) <u>県内の災害公営住宅の整備が完了するなど、帰郷を受け入れる環境は、概ね整っている。</u></p> <p>(3) <u>電話・文書の郵送等による意向確認によれば、本県への帰郷を望む声がある一方、家庭の事情などにより、避難先での定住を望む県外避難者もいる。</u></p> <p>(4) <u>県外避難者の中には、高齢で持病を抱えている者や、障害等により就労で</u></p>	<p>1 目的</p> <p><u>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、宮城県に未曾有の被害を与え、特に、大津波により沿岸市町には壊滅的な被害を与えた。この大震災は被災地に多数の被災者をもたらした。震災後の混乱の中でその一部の被災者はやむなく全国各地に避難先を求めた。</u></p> <p><u>本県から県外に避難された方々（以下「県外避難者」という。）に早期に地元に戻っていただくためには、まちづくりや基幹産業等の環境整備が大変重要であり、「宮城県震災復興計画」の推進に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、被害の甚大さと広範さから、復旧・復興には、まだ多くの時間を要する状況にあり、避難生活の長期化が想定される。また、避難元である県内の各市町村（以下「市町村」という。）では、震災後の復旧・復興や地元で暮らす被災者対策に追われ、県外避難者へのきめ細かな対応が十分ではない状況にある。</u></p> <p><u>そのため、県が、全国の避難先都道府県、市町村及び民間支援団体等（以下「避難先自治体等」という。）の協力を得て、市町村と連携し、県外避難者の避難先における生活の安定確保及び帰郷のための支援方針等を示し、早期帰郷を図ることにより、地域コミュニティの再構築と一日も早い生活再建を推進する。</u></p> <p>2 県外避難者の置かれた状況</p> <p>○ <u>県外避難者数は8,531人で、避難先は全国46都道府県、約700市区町村（総務省全国避難者情報システム 平成25年2月21日現在）である。</u></p> <p>○ <u>県が実施した県外避難者ニーズ調査や県外避難者を受け入れている都道府県が実施したアンケート調査によれば、県外避難者が必要としている事項として、郷里の復興情報（復興状況、住宅、就労の場等）の提供、避難生活上の不安解消（住まい、健康、生活資金、就労及び将来展望等）があげられる。</u></p> <p>○ <u>避難先自治体等からの様々なきめ細かな支援により一定の生活の安定は確</u></p>

きず、経済的に困窮している者など、いわゆる社会的な援護を要する方がいる。

(5) 県外避難者の中には、本県への帰郷を希望するが、個々の事情により、避難先での定住や帰郷を決めかねている方もいる。

3 県外避難者の帰郷支援に関する取組

(1) 県外避難者の所在及び意向確認

県外避難者の所在地については、総務省の全国避難者情報システムに加え、本県独自の意向確認調査（電話・文書の郵送・戸別訪問等）により、概ね把握したが、避難生活の長期化や被災元市町の復興事業の進捗などによって、県外避難者の置かれている状況は多様化しており、今後の生活再建に向けた動きも一様ではなくなっている。

このような状況を踏まえ、県外避難者の所在及び意向の確認を継続して行うことにより、避難生活の状況や帰郷意思等について把握するとともに、必要に応じて市町村及び避難先自治体等と連携を図りながら、その把握した情報を、県外避難者の今後の生活再建に向けた支援に活用していく。

【具体的な取組】

イ 県外避難者名簿の更新及び提供【復興支援・伝承課】

保されているものの、県外避難者自身の周辺に同じ境遇の人が少ないことから、孤立感を抱く方々がいる。また、避難先自治体等が見守りのための訪問、交流会及び交流サロン等への案内を行っても、本県からの県外避難者は欠席される場合が少なくない。

○ 本県への帰郷については、一日も早い地元への帰郷を望む声が多い一方、復興には多くの時間を要し住宅や仕事の確保が難しい状況などから、避難先での定住を考えている方や帰郷を決めかねている方も多い。

3 県外避難者の帰郷支援に関する方針及び具体的な取組について

(1) 県外避難者の所在確認

現在、県外避難者の所在地把握については総務省の全国避難者情報システムによるが、当該システムは任意届出に基づくため、全体を把握することができない状況にある。特に、自主的に親族・知人宅への避難や自己負担による賃貸住宅に住まわれている方々の所在地の把握は、県や市町村にとって難題となっている。また、甚大な被害を受けた沿岸市町では、人口の流出が大きな課題となっており、県外避難者の帰郷対応は決して疎かに出来ない重要事項であるものの、対応にあたるべき職員が不足していることから避難した住民の所在地確認のためのきめ細かな対応が取れない状況が続いている。さらに、届出をされずに避難先の民間支援団体等の支援を受けている方の情報については、個人情報保護の壁によって県や市町村であっても入手が困難な状況にもある。

このことから、県は、市町村や避難先自治体等との連携・調整を図り、以下の取組により県外避難者の所在地把握に取り組む。

【具体的な取組】

① 全国避難者情報システムの改善等の要望【震災復興推進課、市町村課】

県外避難者の所在地の把握のための財政措置及び全国避難者情報システムの改善又は開発を行うなどの抜本的な対策を講じるよう、岩手県や福島県などと連携を図り、国に対して要望を行う。

② 県外避難者名簿の更新及び提供【震災復興推進課、市町村課】

県が把握する県外避難者に関する情報を、全国避難者情報システムの情報等に基づき定期的に更新するとともに、被災元及び避難先自治体と共有することにより、県外避難者に関する情報の充実を図る。

ロ 県外避難者の意向確認【復興支援・伝承課】

電話・文書の郵送等により、県外避難者の生活再建に向けた方針を、継続的に確認し、市町村及び避難先自治体と情報共有を図りながら、個々の支援に繋げる。

ハ 避難者交流会等への参加【復興支援・伝承課】

避難先自治体等が開催する交流会等に参加し、県外避難者の生の声を汲み上げて、市町村と情報共有を図るとともに、今後の支援に繋げる。

ニ 全国避難者情報システムの改善等の働きかけ【復興支援・伝承課】

県外避難者の所在地の把握の適切な運用が図られるよう、岩手県や福島県などと連携を図り、国に対して働きかけを行う。

(2) 県外避難者向け情報提供

県外避難者の本県への帰郷を促すため、故郷に関する情報等について、市町村や避難先自治体等と連携を図りながら提供する。

【具体的な取組】

イ 情報紙の送付【復興支援・伝承課】

県外避難者世帯に対して、復興の状況や各種支援等、帰郷への足掛かり

県が把握する県外避難者情報を全国避難者情報システムの情報等に基づき定期的に更新し、市町村にとって使い勝手の良いデータに加工し提供する。また、避難先自治体等が有する県外避難者情報の提供について協力を求め、県外避難者情報の充実を図るとともに、避難先自治体等の協力のもと全国避難者情報システムへの登録を促す。

(2) 県外避難者向け情報提供

県外避難者は、震災前に居住していた市町村の復旧・復興、特に災害公営住宅を含むまちづくりや就業に関する情報を求めており、県や市町村との結びつきを感じてもらうためにも、帰郷への足掛かりとなる故郷に関する情報等について、市町村とともに多様な手段を用いて提供を行う。

なお、情報発信においては、避難先自治体等の協力を積極的に得ていく。

【具体的な取組】

① 情報発信【震災復興推進課、関係各課室】

・ ソーシャルメディア等による情報発信

県・市町村ホームページ、ブログ（ココロプレス／県）、動画（情報レンジャー@宮城）、メールマガジン

・ 印刷媒体による情報発信

県・市町村の広報紙（県政だよりは市町村に同封）、みやぎ被災者生活支援ガ

となる情報を適宜、送付する（県広報紙、その他情報紙）。

ロ 避難先自治体等と連携した情報提供等

避難先自治体等と連携し、県外避難者が容易に様々な情報提供等が受けられるよう支援する。

(3) 県外避難者の_____帰郷支援

県外での避難生活の長期化に伴い、県外避難者の置かれた状況や生活環境は大きく変化しており、各県外避難者の実情に応じた支援に配慮する。また、帰郷後の生活に課題や不安を抱えている県外避難者も存在するため、帰郷後において受けられる支援策の情報提供や相談対応についても、必要に応じて実施する。

なお、具体的に帰郷の目処が立っている県外避難者については、帰郷先となる市町村と連携しながら、スムーズな帰郷ができるよう必要な支援を行う。

イドブック、みやぎ復興プレス（避難先自治体等にデータを送信し、可能な限り県外避難者へ提供）

・民間企業の協力に基づく情報提供

（これまでの取組事例）

日本郵便（株）（東北地区主要 90 郵便局）、（株）みずほ銀行（全国 436 店舗）、（株）七十七銀行（県外 15 店舗）にて「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」「みやぎ復興の歩み」「みやぎ復興プレス」（月 1 回発行）等を配置

② みやぎ被災者生活支援ガイドブックの改定・郵送【震災復興推進課、関係各課室】

「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」については、県外避難者の求める有益な情報を盛り込むなど毎年改定を行い、直接郵送により支援制度の改定内容など県外避難者に情報を確実に届ける。

(3) 県外避難者の生活及び帰郷支援

県外避難者は、不慣れな土地での避難生活が既に長期化しており、被災自治体の復旧・復興の進捗状況によっては避難生活の更なる延長が避けがたい状況にある。県外避難者を取り巻く生活環境は変化しており、避難先での生活の安定化が当面の課題となっている。多くの県外避難者は、避難先自治体等から何らかの支援を受けていると考えられるものの、よく眠れないなど大震災を体験したことなどによる精神的ダメージを抱えている方や支援から洩れている方がいることについて確認されている。

このことから、避難生活の実態把握のためのニーズ調査を定期的実施し、その結果を踏まえ、避難先自治体等による継続的支援の協力を求めつつ、市町村と連携し、以下の取組により帰郷に向けた支援を行う。

併せて、民間支援団体等による県外避難者のための見守りや交流会等の活動が継続的に実施されるよう活動の一部について財政的支援を行う。

【具体的な取組】

イ 県外避難者の意向確認（再掲）

電話・文書の郵送等により、県外避難者の生活再建に向けた方針を継続的に確認し、市町村及び避難先自治体と情報共有を図りながら、個々の支援に繋げる。

ロ 避難者交流会等への参加（再掲）

避難先自治体等が開催する交流会 _____ 等に参加し、 _____ 県外避難者の生の声を汲み上げて、市町村と情報共有を図るとともに、今後の支援に繋げる。

ハ 県外避難者帰郷支援相談及び帰郷後における生活支援相談【復興支援・伝承課、関係課室】

県外避難者からの生活や帰郷に関する電話相談、交流会に参加した際の相談や生活再建に向けて活用できる支援制度等の情報提供等を行うとともに、 _____ 以下の相談先に

【具体的な取組】

① 県外避難者ニーズ調査【震災復興推進課】

定期的に県外避難者の生活状況と帰郷意向についてアンケート調査を実施し、避難先自治体や市町村と情報を共有しながら、個々の支援に結びつけていく。

② 県外避難者支援団体活動支援【震災復興推進課、地域復興支援課】

県外避難者支援に取り組む民間支援団体等が円滑な支援活動を行えるように財政的支援を行う。

③ 避難者交流会への参加等【震災復興推進課、東京事務所、大阪事務所、関係各課室】

避難先自治体等が開催する交流会や交流サロン等に参加し、本県からの県外避難者の生の声を汲み上げ、市町村と共有するとともに、他地域の県外避難者支援に反映していく。また、支援に取り組む避難先自治体等を訪問する際には、本県の復旧・復興状況を説明し、本県避難者の置かれている状況の理解を深めてもらうことにも努める。

④ 県外避難者支援員の設置【震災復興推進課、東京事務所】

県外避難者の所在把握の充実と避難者の見守りや交流会を実施する避難先自治体等との連携構築を図るために、県外避難者の3割を占める関東圏を支援のモデル地域として東京事務所に県外避難者支援員を設置し、支援に取り組む避難先自治体等を定期的に訪問し情報の収集にあたるほか、避難者交流会等への参加等、上記③に掲げた取組を行う。また、見守りを行う民間支援団体等との連携の下、県外避難者が希望される場合には、民間支援団体等とともに訪問し、相談対応や帰郷に関する必要な情報の提供を行う。

⑤ 県外避難者帰郷支援相談【震災復興推進課、東京事務所、大阪事務所、関係各課室】

県外避難者からの生活や帰郷に関する電話相談、交流会に参加した際の相談や _____ 情報提供等について _____、県庁（震災復興推進課ほか）や県外事務所が担い、適切な相談先や

関する情報の提供を行う。

(イ) お金のこと【復興・危機管理総務課，社会福祉課ほか】

今後の生活再建や帰郷した後の生活における費用面での支援を行う制度等の情報を提供するとともに，必要に応じて各種相談機関への連絡を行う。

(ロ) 住まいのこと【住宅課_____ほか】

(災害) 公営住宅の情報提供及び相談を行うとともに，
_____必要に応じて帰郷先となる市町村への連絡を行う。

(ハ) 仕事のこと【雇用対策課ほか】

ハローワークと連携するなど，県内における生活の維持・安定に資する雇用・就職機会の創出，仕事探しや就職に向けた各種支援等，帰郷に向けた情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

(ニ) 心と身体のこと【保健福祉部関係各課ほか】

心のケアや高齢者の保健福祉，児童の保健福祉などに関する支援制度の情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

(ホ) 子育て・教育のこと【教育庁関係各課室ほか】

教育相談（スクールカウンセラー等）や被災した児童生徒の就学支援等に関する支援制度の情報提供，帰郷した際の各種支援を行う。

(4) 市町村及び避難先自治体等との連携

県外避難者の帰郷先である市町村及び避難先自治体等と連携を図り，以下の取組により円滑に帰郷支援を行う。

【具体的な取組】

イ 県外避難者に対する市町村及び避難先自治体等への協力要請【復興支援・伝承課】

県外避難者に対する応急仮設住宅の供与終了を踏まえ，市町村及び避難

必要情報の提供を行う。

○ 住まいのこと【住宅課，復興住宅整備室，震災援護室ほか】

公営住宅の状況，災害公営住宅の整備状況等の情報を提供するとともに相談に応じ，必要に応じ帰郷先となる市町村への連絡を行う。
なお，災害公営住宅等恒久住宅が整備されるまでの間は，市町村と連携し県外の応急仮設住宅入居者等へ利用可能なプレハブ仮設住宅の情報提供を行う。

○ 仕事のこと【雇用対策課ほか】

ハローワークと連携するなど，県内における生活の維持・安定に資する雇用・就職機会の創出，仕事探しや就職に向けた各種支援等，帰郷に向けた情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

○ 心と身体のこと【保健福祉部関係各課ほか】

心のケアや高齢者の保健福祉，児童の保健福祉などに関する支援制度の情報提供・相談対応や帰郷した際の各種支援を行う。

○ _____教育のこと【教育庁関係各課ほか】

教育相談（スクールカウンセラー等）や被災した児童生徒の就学支援等に関する支援制度の情報提供，帰郷した際の各種支援を行う。

(4) 市町村及び避難先自治体等との連携

県外避難者の帰郷先である市町村及び避難先自治体等と連携を図り，以下の取組により円滑に帰郷支援を行う。

【具体的な取組】

先自治体等に対して、今後の生活再建に向けた継続的な支援の協力を求める。また、避難先に定住することを選択した被災者については、避難先自治体等から生活支援や心のケア等を引き続き受けられるよう、必要に応じて情報共有を行う。

ロ 県外避難者に係る市町村_____との情報共有【復興支援・伝承課】

県外避難者の所在確認情報や生活再建に向けた方針、市町村の支援に関する取組状況等の共有化を図るため、定期的な情報交換に努めるとともに、_____県外避難者への支援に取り組む避難先自治体等に対し、_____情報提供や訪問などを行い_____、より効果的な支援の実施を図る。

ハ 避難者交流会等への参加_____（再掲）

_____避難先自治体等が開催する交流会等に_____参加し、県外避難者の生の声を汲み上げて、市町村と情報共有を図るとともに、今後の支援に繋げる。

① 県外避難者に係る市町村及び避難先自治体等との情報共有【震災復興推進課】

県外避難者の所在確認情報やニーズ、_____市町村の支援に関する取組状況の共有化を図るために担当者会議を定期的開催し、また_____、全国各地で県外避難者_____支援に取り組む避難先自治体等に対し、メール等による情報提供や訪問などを行うことにより、より効果的な支援の実施を図る。

② _____交流会等への参加及び情報提供

県が市町村と連携して、避難先自治体等が開催する交流会等に必要に応じて関係職員が参加し、住まいなどの相談や復興状況等の情報提供を行うとともに、避難者が多く集う交流拠点などに広報紙等による情報提供を行う。